第３号様式（第６条第１項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和３年３月１１日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

１　日時及び場所

令和3年3月11日（木）午前9時30分～　本庁舎4階中委員会室

２　出席者

危機管理課　寺田課長、鳥海主査

３　件名

白井市地域防災計画（令和２年度修正）の策定について

４　会議結果

□ 案のとおり決定する。
□ 一部修正の上、決定する。
□ 継続して検討する。
□ 案を否決する。
■ 報告を了承する。

５　会議内容

・市民向け概要版はどのように活用するのか。
→地域防災計画と併せて図書館及び市内の各出先機関に配架するほか、市ホームページにデータを掲載する。市民から地域防災計画について知りたいと要望があった場合は、市民向け概要版の冊子を用いて説明を行う予定である。

（指示）
・希望者に対して市民向け概要版のデータを記録したＣＤ－ＲＯＭを配布するなど、計画を広く周知する方法を検討すること。

備考　会議内容を簡潔に記載すること。

第2号様式（第4条第5項関係）

令和 3 年 3 月 5 日

報告書（行政経営戦略会議）

部課名　危機管理課

件　　名	白井市地域防災計画（令和2年度修正）の策定について
内容	白井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、白井市防災会議が定める計画で、令和3年2月17日付け通知により開催した令和2年度第3回白井市防災会議（書面会議）において委員全員の賛成により策定されました。 本計画は、令和元年から2年度にかけて実施した白井市防災アセスメント調査結果や、近年の災害教訓等を踏まえ、国や県が修正した計画等と整合を図り、本市の防災体制及び災害対策の実効性が高まるように修正を行いました。 【計画期間】　定めなし 【主な修正点】 1．計画の構成の修正 ・災害復旧計画に、災害復興に関する対策を追加 ・東海地震対応計画を南海トラフ対応計画に移行 ・富士山大規模噴火の本市への影響、竜巻等突風災害を追加 2．関係法令との整合 ・障害となる放置車両の撤去、最大規模の洪水浸水想定の反映、復興計画作成、中規模半壊・準半壊等の明記 3．上位計画等との整合 ・5段階の避難情報の提供、総括支援チーム派遣要請、受援体制、災害へのプロアクティブの原則、新型コロナウイルス感染対策関連等の明記 4．市の取組の反映 ・被害量に基づく備蓄目標、避難所開設順、物資集積所、遺体安置所の選定 ・災害協定の活用、避難行動要支援者避難支援プランの反映、業務継続計画の推進等の明記 5．本市防災体制の見直し ・受援統括班、受援担当、本部連絡員、避難所直行職員の設置 ・避難所担当を福祉部局から教育委員会部局中心に変更、給食班の廃止、等
計画策定までの経過	R2.3　議員全員協議会　アセスメント調査結果、修正方針を説明 R2.6　部課長説明会　修正方針を説明 R2.6　庁内検討委員会①　修正方針を説明 R2.7　戦略会議　修正方針を報告 R2.7　防災会議①（書面会議）　修正方針を審議 R2.9　庁内検討委員会②　素案を説明・意見照会 R2.9　防災関係機関に照会　素案への意見照会 R2.10　庁内検討委員会③　素案への修正を説明 R2.11　自治会・自主防災組織との意見交換会 R2.11　防災会議②　修正案を審議 R2.12.1～22　パブリックコメントを実施 R2.12　議員への説明会　修正案を説明 R3.1　庁内検討委員にパブコメへの回答案を照会 R3.1　庁内検討委員に資料編の修正を照会 R3.2　防災会議③（書面会議）　パブコメ回答案及び修正案を審議
	R3.3月　本計画の千葉県への報告 R3.3月　本計画の印刷・納品 R3.4月　本計画の行政運営報告（計画の配布）

スケジュール	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	行政運営報告(R3.4)	広報・HP等	有	市HP
	市民参加	有				
	付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)				
参考情報	関係法令等	災害対策基本法、白井市防災会議条例				
	関係課	全課				
	事業費	11,077 千円 (うち特定財源 0 千円)				

白井市地域防災計画（令和２年度修正）の要旨

第１　白井市地域防災計画（令和２年度修正）の策定

令和２年度第３回白井市防災会議（書面会議）を令和３年２月１７日付け通知により開催し、白井市防災会議委員全員の賛成により白井市地域防災計画(令和２年度修正)を策定した。

〈白井市地域防災計画の策定〉

計画名	白井市地域防災計画
策定日（修正日）	令和３年３月５日
策定機関	白井市防災会議

第２　修正の背景

令和元年から令和２年度にかけて実施した白井市防災アセスメント調査や、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の西日本豪雨、令和元年の東日本台風など、各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国、県の計画等との整合を図り、本市の防災体制及び災害対策の実効性を高めるため、白井市地域防災計画を修正した。

第３　修正の経過

修正に当たっては、防災会議、パブリックコメント、市役所内部の庁内検討委員会などを踏まえて関係機関、住民等の意見とアイデアを反映した。

〈白井市地域防災計画修正に係る経過〉

月	内　容	備考
６ 月	・庁内検討委員会①	
７ 月	・第１回 防災会議（書面会議）	・地域防災計画修正方針について
９ 月	・防災関係機関への意見照会	〃
	・庁内検討委員会②	・地域防災計画（原案）について
10月	・防災関係機関への意見照会 ・庁内検討委員会③	〃
11月	・自主防災組織等との意見交換会	・地域防災計画（素案）について
	・第２回 防災会議	〃
12月	・パブリックコメント ・議員への説明会	〃
１ 月	・庁内検討委員への最終確認	・地域防災計画（最終案）について
２ 月	・第３回 防災会議	〃

第４　計画の構成

白井市地域防災計画は、計画全体の基本事項（総則）、災害種別の計画（震災、風水害、大規模事故）及び資料の３つの編で構成され、災害種別の計画（震災、風水害、大規模事故）は、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧・復興計画）の３つの局面を基本として構成されている。

〈白井市地域防災計画の構成〉

編構成	内容（今回の主な修正点）
総　　則	本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、住民等の役割、地域の特性等
震　災　編	地震による揺れ、液状化、火災等への対策 今回、災害復旧計画に、災害復興に関する対策を追加した。 また、東海地震対応計画を南海トラフ地震対応計画に移行した。
風 水 害 編	台風、大雨、洪水による浸水や風害、大雪による雪害への対策 今回、富士山が大規模噴火を起こした場合の市内への影響と対策、竜巻等の突風災害が発生した場合の対策を追加した。
大規模事故編	航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突等の事故、危険物等の爆発・漏洩等の事故、県外の原子力施設事故、市街地等における大規模な火事への対策

今回の修正では、災害復旧計画に災害復興を追加したほか、東海地震関連情報の廃止と南海トラフ地震関連情報の導入に対応して東海地震対策を南海トラフ地震対策に修正した。

また、富士山が大規模噴火を起こした場合の降灰対策、竜巻等の突風災害が発生した場合の災害対策を追加した。

第５　修正の視点

災害対策基本法をはじめとする災害対策関係法令の改正、防災基本計画、千葉県地域防災計画などの上位計画、昨年度の白井市防災アセスメント調査結果などを踏まえ、次のような視点で修正した。

１．関係法令との整合

(1) 災害対策基本法の改正に伴うもの

・緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対して道路管理者による移動等の措置が可能となったことを踏まえ、道路管理者は区間を指定して所有者への移動命令や自ら移動措置を行うことを追加した。

(2) 水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴うもの

・洪水浸水想定の規模が河川整備計画規模に加えて想定最大規模が追加され、利根川、手賀川･手賀沼、高崎川の洪水浸水想定区域等が追加・修正されたことを踏まえ、これらの河川の氾濫による浸水範囲や家屋被害等の影響を修正した。

・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者の利用施設には避難確保計画の作成等が義務化されたことを踏まえ、同計画の作成等を促進することを明記した。（白井市には該当施設なし。）

(3) 大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴うもの

・特定の大規模災害時には国が定めた基本方針に即した復興計画を作成した場合、復興事業の特別措置が適用されることを踏まえ、同法に基づいて復興計画の作成や復興事業の推進を図ることを明記した。

(4) 災害救助法の改正に伴うもの

・昨年の房総半島台風から、被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）”に拡充されたことを踏まえ、被害家屋認定調査や罹災証明では準半壊の区分を設けるとともに、準半壊の被災世帯に被災住宅の応急修理を支援することを明記した。

２．上位計画等との整合

(1) 防災基本計画等の修正に伴うもの

・住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「５段階の警戒レベル」を明記して避難情報を提供することを明記した。

・災害マネジメントについて支援が必要な場合、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」を活用して「総括支援チーム」の派遣を要請することを明記した。

(2) 千葉県地域防災計画等の修正に伴うもの

・大規模災害時には被災地域に広域防災拠点を開設して救援活動を展開するほか、市町村への情報連絡員の早期派遣体制を導入したことを踏まえ、県の情報連絡員や広域防災拠点と連携した受援体制を明記した。

・令和元年房総半島台風における災害教訓を踏まえ、県職員へのプロアクティブの原則の普及、台風の暴風域に入る確率等を考慮した早期の非常配備体制が導入されたことを踏まえ、本市においてもプロアクティブの原則の普及や非常配備基準の見直しを行った。

・大規模災害時には県庁の災害医療本部、印旛健康福祉センターの合同救護本部、市の救護本部が連携して医療救護活動を実施することを踏まえ、市の救護本部の体制、県災害医療本部や同救護本部との連携体制を明記した。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策関連のガイドラインに伴うもの

・平時から避難の要否、避難時の持ち出し品等を市民等に周知しておくこと、自宅療養者等の避難先を確保することを明記した。

・避難所の過密を防止するため、ホテル・旅館等との協定を推進するほか、これらの施設への優先避難者を検討することを明記した。

・避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄するほか、災害時は避難所内の滞在スペースのゾーニング、衛生管理、職員や避難者の健康管理、車中泊等の対策を行うことを明記した。

３．市の取組の反映

(1) 防災アセスメントの修正に伴うもの

・想定地震による各種被害量を予測したことを踏まえ、必要な備蓄量、物資集積所、避難所、遺体安置所の必要面積などを算定し、備蓄目標の修正、避難所の開設順位、物資集積所及び遺体安置所の候補施設を選定した。

(2) 災害協定の拡充に伴うもの

・市内 14 の建設業者との緊急道路安全協力に関する協定、市内８つの福祉施設との福祉避難所の管理運営に関する協定など多数の団体・企業と災害時の応援協力に関する協定を新たに締結したことを踏まえ、各種災害応急対策にこれらの協定を活用することを追加した。

(3) 避難行動要支援者避難支援計画の策定に伴うもの

・避難行動要支援者名簿の対象者、名簿情報の管理・更新、避難支援等関係者への提供、個別避難支援プランの作成を明記した。

(4) 業務継続計画の策定に伴うもの

・「白井市業務継続計画 災害編」を推進し、大規模災害時の業務継続体制を整備することを追記した。

第６　主な修正事項

第１編　総則

節	主な修正事項
第１節 計画作成の趣旨	・災害対策基本法（以下「基本法」という。）に基づき、住民等が地区の防災活動を定めた地区防災計画を市防災会議に提案した場合の手続きを追加した。 ・今年度作成の白井市国土強靭化地域計画との関係を追記した。

第２節　防災の基本方針	・千葉県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき、減災、地域防災力、要配慮者及び男女共同参画の施策を推進の柱とした基本的考え方を明記した。
第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	・県計画に基づき、防災関係機関の業務大綱を修正した。 ・基本法に基づき、住民等は過去の災害教訓の伝承等に努めることを追記した。 ・県計画に基づき、事業所は事業継続計画の策定等に努めることを追記した。
第４節　防災面からみた白井市の概要	・経年変化を踏まえ、気象状況、人口動態、災害履歴等を更新した。

第２編　震災編

節	主な修正事項
第１章　総則	
第１節　地震対策の基本的視点	－
第２節　想定地震とその被害	・本市の防災アセスメント調査結果（令和元年度）を踏まえ、想定地震や予測被害量を修正した。
第３節　減災目標	・千葉県地震防災戦略、白井市耐震改修促進計画を踏まえ、減災目標、施策を見直した。
第２章　震災予防計画	
第１節　震災に強いまちづくり	－
第２節　活動体制の整備	・平時から各部課の災害対策を推進する職員を指名し、災害への備えを全庁的に推進することを追記した。 ・災害対策の各種活動拠点の候補施設を明記した。 ・「白井市業務継続計画 災害編」を推進し、業務継続体制を整備することを追記した。
第３節　情報体制の整備	・市民に各種防災メール配信サービスの登録を促進することことを追記した。
第４節　救助・救急・医療体制の整備	・市救護本部や救護所の運用体制・資機材について、医師会等と連記して整備することを追記した。

節	主な修正事項
第５節　火災の予防	・消防法に基づき、大規模の防火対象物に対する防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成などを義務付ける防災管理制度の運用を追加した。 ・消防団協力事業所表示制度を普及し、事業所の協力を確保することを追加した。
第６節 要配慮者の安全確保	・基本法に基づき、また、白井市避難行動要支援者避難支援プランを踏まえ、避難行動要支援者名簿の作成、管理を適切に行うことや、名簿を提供する支援関係者、情報漏洩の防止措置等を明記した。 ・県計画に基づき、庁舎が被災した場合でも名簿の活用に支障がないように適切に管理することを明記した。
第７節 緊急輸送体制の整備	・物資輸送拠点、ヘリコプター臨時離着場の選定基準を修正し、運用体制の整備を図ることを追記した。
第８節　避難収容体制の整備	・自宅が危険でない被災者には在宅避難を推奨し、避難所運営訓練等の機会に、在宅避難者にも食料、物資の提供等の支援が行われることなどを地域住民に啓発することを追記した。 ・基本法に基づき、災害から命を守る指定緊急避難場所を災害種別に指定するほか、住居を失った被災者が一時滞在する指定避難所をそれぞれ指定することを追記した。 ※P.15「指定緊急避難場所・指定避難所等一覧」参照 ・指定緊急避難場所の誘導標識にＪＩＳ規格による図記号を使用して周知することを追記した。 ・県計画に基づき、指定管理施設である指定避難所には、あらかじめ避難所運営の役割分担等を協議し、災害協定を締結することを追記した。
第９節　給水体制の整備	・各小学校に整備した災害用井戸について、停電時の燃料補給体制等を整備することを追記した。 ・県企業局との覚書を踏まえ、県から貸与されたスタンドパイプの取り扱い訓練を行うことを追記した。

節	主な修正事項
第 10 節　備蓄体制の整備	・国の基本計画を踏まえ、家庭内備蓄は最低３日分、推奨１週間分を普及することを追記した。 ・国、県の備蓄基準を踏まえ、想定避難者数の３日分の飲食料、生活必需品の備蓄目標を設定した。また、本市の上下水道の特性を踏まえ、飲料水、仮設トイレ等の備蓄については目標の拡充を検討することを追記した。
第 11 節　防災意識の向上と知識の普及	－
第 12 節　防災訓練の実施	－
第 13 節　住民の防災対策	・要配慮者について、特に必要な家庭内備蓄品目を追記した。
第 14 節　自主防災活動の推進	・基本法に基づく地区防災計画の作成を、自治会、自主防災組織に普及、促進することを追記した。
第 15 節　ボランティアの環境整備	－
第 16 節　帰宅困難者対策	・大規模地震時には市外からの通勤・通学者のうち約 3,000 人が帰宅困難となるおそれがあること、市内の学校、事業所の備蓄については３日分の食料等とすることを明記した。 ・白井駅前センター等を帰宅困難者用の一時滞在施設の候補とし、運用体制を整備することを追記した。
第 17 節　災害復旧・復興への備え	－
第３章　災害応急対策計画	
（参考）白井市役所の地震時の配備基準	・職員初動マニュアルや近年の災害時の配備態勢を踏まえ、防災対策検討会議、災害警戒本部組織の構成を修正した。 ・県計画に基づき、「大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」を配備基準に追加した。

節	主な修正事項
第１節 市の災害応急活動体制	・東海地震関連情報の発表が廃止されたことを踏まえ、非常配備基準及び本部設置基準から削除した。 ・災害警戒本部から災害対策本部への移行を円滑に行えるよう、警戒本部の組織構成を対策本部に準ずる内容に修正した。 ・過去の災害教訓を踏まえ、本部長（市長）が避難勧告等を即断できるよう、市本部会議の協議事項からこれを削除した。 ・過去の災害教訓等を踏まえ、災害対策本部の各部に本部連絡員及び受援担当者を指名し、本部室に配置して本部事務局と各部の調整を行うこととした。 ・震度６弱以上の場合に避難所に直行して避難所の開設、運営を行う「避難所直行職員」を平時に指名しておくこととした。 ・応急危険度判定士の資格を有する職員は、重要施設の応急点検を初動期に行う計画とした。
第２節　災害救助法の適用	・災害救助法事務の運用については、千葉県の「災害救助の手引き」に基づいて行うことを追記した。
第３節　情報収集・伝達	・県計画を踏まえ、県への災害報告系統、報告基準、報告事項等を修正した。
第４節　応援要請	・県から派遣される情報連絡員と連携し、支援ニーズを県に速やかに要請することを追記した。 ・総務省が創設した「被災市区町村応援職員確保システム」による総括支援チームの派遣要請要領を追記した ・協定団体の応援協力を速やかに受けるため、協定団体を分野別に整理し、市の担当部署を明記した。 ・県計画に基づき、県が広域防災拠点を設置した場合は、同拠点と連携して救援部隊の受入れ等を円滑に行うことを追記した。
第５節　自主防災活動	－

節	主な修正事項
第６節　救助・救急・医療活動	・県計画に基づき、救助・救急活動の基本方針を修正した。 ・県計画に基づく市内の医療救護活動を統括する白井市救護本部を保健福祉センターに設置し、県の合同救護本部（印旛健康福祉センター）と連携して活動することを追記した。 ・救護所を保健福祉センターに設置するほか、必要に応じて災害医療協力病院※前に設置することとした。 ※災害医療協力病院は救急医療機関.
第７節　消防活動	・県計画に基づき、消防活動の基本方針を修正した。
第８節　危険物等施設の対策	－
第９節　要配慮者対策	・基本法に基づき、緊急時は本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を必要な範囲で避難支援等関係者に提供することを追記した。
第 10 節　緊急輸送活動	・基本法に基づき、緊急車両の通行障害となる放置車両等がある場合、道路管理者は必要に応じて区間を指定して所有者への移動命令や移動措置を行うことを追記した。 ・県計画に基づき、規制除外車両（医療、建設関係の使用車両）の事前届出を推進することを追記した。 ・ヘリコプター臨時離着陸場は、できるだけ避難所近接のグラウンドを避け、公園等を優先利用することを追記した。
第 11 節　障害物等の処理	－
第 12 節　避難収容活動	・地震発生直後は一次避難所を速やかに開設し、不足する場合は二次避難所を追加することを追記した。 ・避難所運営は、地震発生から７日目までは避難所担当部局の職員、８日目以降は全ての部の職員とし、ストレス障害を回避することとした。 ・基本法に基づく在宅避難者への飲食料等の提供については、避難所において自治会、自主防災組織等の協力を得て行うこととした。 ・新型コロナウイルス感染症対策の指針を踏まえ、避難所の保健衛生を確保するほか、濃厚接触者などは専用避難所に収容することを追記した。
第 13 節　給水活動	・避難所の防災井戸や貯水槽を利用した給水は、避難所の職員や自治会・自主防災組織等が対応することを追記した。

節	主な修正事項
第 14 節　食料・生活必需品対策	・炊き出しについては、避難者等の協力による避難所での実施、給食センター運営会社の協力による給食センターでの実施の二つの方式とした。 ・県や協定団体からの調達が困難な場合は、全国的に募集をかけ、仕分け等の手間を考慮して企業や団体から大口の物資を受け入れることとした。 ・物資集積拠点の候補施設を明記し、また、災害協定団体等の協力を得て避難所への直送が困難な救援物資の一時集積を行うことを追記した。
第 15 節　保健衛生活動	・県計画に基づき、生活不活発病やエコノミークラス症候群等の予防活動を行うことを追記した。
第 16 節　行方不明者の捜索	・多数の死者が発生した場合は本庁舎車庫棟等に遺体安置所を開設し、遺体の検視、検案、埋火葬手続きなどを一括対応することを明記した。
第 17 節　廃棄物処理対策	・災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物処理実行計画を作成して廃棄物処理を推進することを追記した。 ・基本計画に基づき、住民やボランティアに対して災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等を周知することを追記した。 ・基本法による廃棄物処理特定地域に指定された場合、災害廃棄物の処理の代行を国に要請できることを追記した。 ・上下水道の被害状況を踏まえて仮設トイレを在宅避難地区の公園等にも配置すること、在宅避難者には必要に応じて携帯トイレの使用を促し、回収・処理体制を確保することを追記した。
第 18 節　ライフライン対策	・上下水道については市、県、関係事務組合等が連携し、広域的に被害状況を把握しつつ、応急対策・復旧を行うことを追記した。 ・県計画に基づき、県や市が情報収集で取得した航空写真等をライフライン事業者に提供することを追記した。
第 19 節　公共土木施設対策	－

節	主な修正事項
第 20 節　建築物・応急仮設住宅対策	・災害救助法に基づき、準半壊の被災家屋についても住宅の応急修理を支援することを追記した。 ・災害救助法に基づき、応急住宅を建設型と賃貸型の二つ方の方式で確保することを明記した。 ・罹災証明等に必要な被害家屋認定調査を、協定団体の協力を得て速やかに行うことを明記した。
第 21 節　文教対策	－
第 22 節　ボランティアの活動対策	・災害ボランティアセンターの候補施設として、保健福祉センターを明記した。
第 23 節　帰宅困難者等対策	・帰宅困難者のため、駅周辺の公共施設に一時滞在施設を開設することを明記した。
第 24 節　社会秩序の維持等に関する対策	－
第４章　震災災害復旧・復興計画	
第１節　民生安定化のための緊急措置計画	・被災者生活再建支援法による支援金の対象外の世帯で一定の要件に該当する世帯には、千葉県被災者生活再建支援事業による支援金を支給することを追記した。 ・支援金の対象となる住宅の被害の程度に中規模半壊を追記した。
第２節　生活関連施設等の復旧計画	－
第３節　財政援助等に関する計画	－
第４節　災害復興【新設】	・災害復興事業を推進する災害復興本部を設置することを追記した。 ・県計画に基づき、復興計画は、くらし、都市、住宅、産業の視点を考慮して策定することを明記した。 ・大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害時は国の基本方針に基づく復興計画を作成して復興事業を実施するほか、必要に応じて関係機関や県に職員派遣等を要請することを追記した。

節	主な修正事項
附編　南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	
第１節　計画策定の趣旨	・東海地震関連情報の発表が廃止され、新たに南海トラフ地震関連情報の運用が開始されたことを踏まえ、南海トラフ地震関連情報発表時の防災活動を定めることを明記した。
第２節　活動体制の確率	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時には注意配備、同じく（巨大地震警戒）発表時には警戒配備をとることを明記した。
第３節　南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達	・住民等に、南海トラフ地震関連情報の意味、地震発生時の影響、その他混乱防止や生活関連情報を広報することを明記した。

第３編　風水害等編

節	主な修正事項
第１章 総則	
第２節　風水害危険区域の把握	・水防法に基づき、洪水浸水想定の規模が河川整備計画規模から想定最大規模に変更されたことを踏まえ、利根川、手賀川・手賀沼の洪水浸水想定区域の特徴や影響を修正した。 ・また、高崎川等洪水浸水想定区域が公表され、本市に浸水想定区域が含まれるため、同区域の特徴や影響を追記した。 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域の指定が完了したことを踏まえ、同区域にかかる家屋、人口を修正した。 ・富士山が大規模噴火を起こした場合の本市への降灰による影響を追記した。
第２章 風水害等予防計画	
第６節　水害の予防	・水防法に基づき、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設※の管理者等に避難確保計画の作成等を指導することを追記した。
第７節　土砂災害の予防	・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設※の管理者等に避難確保計画の作成等を指導することを追記した。
第 15 節　防災意識の向上と知識の普及	・住民に対して、５段階の警戒レベル、「災害・避難カード」を活用した避難等を普及することを追記した。

節	主な修正事項
第３章 風水害等応急対策計画	
（参考１）白井市役所の風水害時の配備基準	・県計画に基づき、台風の暴風域に入る確率が高まった場合を配備基準に追加した。
（参考２）大型台風接近時のタイムライン	・大型台風が接近した場合の防災気象情報の発表時期や５段階の警戒レベルを想定し、市、関係機関、住民等の行動概要を明記した。
第３節　情報収集・伝達	・気象警報、洪水予報等の伝達系統を追記した。
第 13 節　避難収容活動	・避難勧告等のガイドラインを踏まえ、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示(緊急)」に変更するとともに、５段階の警戒レベルに対応した判断基準に修正した。 ・「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時には、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の住民等を受け入れる早期開設避難所を開設することを追記した。
第 27 節 竜巻等対策【新設】	・竜巻等の発生が予想される場合は竜巻注意情報の収集や注意喚起を行い、竜巻等の突風による被害が発生した場合は被災災家屋の調査、復旧などを速やかに行うことを明記した。
第 28 節 火山噴火対策【新設】	・富士山の大規模噴火等が発生した場合は降灰予報等を収集し、降灰による交通事故、健康被害等への対策、降灰除去等を行うことを明記した。

※現在、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の範囲内にある要配慮者利用施設は市内にはない.

第７　資料編の修正

利用しやすさを考慮して次のように修正した。

○協定書を「協定集」として分離

○本編との対応を考慮して、分野別に再編

条例、災害救助法、土砂災害危険箇所、応援・協力要請など

○多くの関係者が共有すべき情報として、次の資料を追加

・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

・千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

・災害派遣手当の支給に関する規則

・緊急通行車両等の確認申請様式　など

第８　白井市地域防災計画【市民向け概要版】の作成

白井市地域防災計画のうち市民に関係する部分をわかりやすく周知するため、市民向け概要版を新たに作成した。

概要版は、フルカラー21 頁で、構成は次のとおり

- Ⅰ 地域防災計画とは
  計画の目的、計画の基本方針、計画の構成と内容
- Ⅱ 地域の災害危険性
  地震、風水害
- Ⅲ 災害に備える活動
  地域防災力の向上、防災体制の整備、災害に強いまちづくり
- Ⅳ 災害が発生したときの活動
  災害対策本部、応援協力体制の確保、情報伝達・災害相談、避難活動、
  消火・救助・医療救護活動、二次災害の防止活動、被災者への生活支援
  交通対策・緊急輸送、災害ボランティア、帰宅困難者対策
- Ⅴ 災害復旧・復興
  災害復旧、災害復興
- 巻末資料 避難場所・避難所一覧

【巻末資料】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

(1) 指定緊急避難場所

地域（小学校区）	施設名	所在地	対象災害			屋外スペース	
			洪水	崖崩れ	地震	収容人数	面積
白井第一小学校区	白井総合公園	復 1422-10	○	○	●	38,900 人	38,900 ㎡
	白井第一小学校（グラウンド）	根 105	○	○	○	7,120 人	7,129 ㎡
	白井中学校（グラウンド）	根 54	○	○	○	10,690 人	10,698 ㎡
	白井コミュニティセンター	復 1458-1	○	◎	―	―	386 ㎡
	白井運動公園	神々廻 1728-1	○	○	○	52,680 人	52,689 ㎡
白井第二小学校区	白井第二小学校（グラウンド）	中 181-2	○	○	○	6,600 人	6,604 ㎡
	公民センター	中 98-17	◎	◎	―	―	700 ㎡
白井第三小学校区	白井第三小学校（グラウンド）	根 336-15	○	○	○	9,960 人	9,964 ㎡
	冨士センター	冨士 239-2	○	○	―	―	1,425 ㎡
	開拓広場	冨士 37	○	○	○	1,360 人	1,366 ㎡
大山口小学校区	大山口小学校（グラウンド）	大山口 2-2-1	○	○	○	9,380 人	9,384 ㎡
	大山口中学校（グラウンド）	大山口 2-1-1	○	○	○	13,890 人	13,895 ㎡
	西白井コミュニティプラザ	西白井 2-16-1	○	○	―	―	552 ㎡
	富塚公園	西白井 2-17	○	○	○	3,020 人	3,025 ㎡
清水口小学校区	清水口小学校（グラウンド）	清水口 2-3-1	○	○	○	13,760 人	13,765 ㎡
	西白井複合センター	清水口 1-2-1	○	○	―	―	850 ㎡
	七次第一公園	清水口 2-2	○	○	○	8,530 人	8,538 ㎡
七次台小学校区	七次台小学校（グラウンド）	七次台 3-17-1	○	○	○	10,400 人	10,405 ㎡
	七次台中学校（グラウンド）	七次台 1-21-1	○	○	○	14,270 人	14,274 ㎡
池の上小学校区	池の上小学校（グラウンド）	池の上 2-21	○	○	○	10,740 人	10,744 ㎡
	白井木戸公園	池の上 2-22	○	○	○	13,360 人	13,367 ㎡
	白井高等学校（グラウンド）	池の上 1-8-1	○	○	○	14,000 人	14,000 ㎡
南山小学校区	南山小学校（グラウンド）	南山 1-7-1	○	○	○	14,430 人	14,434 ㎡
	南山中学校（グラウンド）	南山 1-6-1	○	○	○	16,770 人	16,777 ㎡
	白井駅前センター	堀込 1-2-2	○	◎	―	―	429 ㎡
	南山公園（噴水広場）	南山 1-4	○	○	○	4,360 人	4,367 ㎡
桜台小学校区	桜台小学校（グラウンド）	桜台 3-28	○	○	○	10,970 人	10,971 ㎡
	桜台中学校（グラウンド）	桜台 3-27	○	○	○	11,920 人	11,929 ㎡
	桜台センター	桜台 2-14	○	◎	―	―	482 ㎡
					合計	297,110 人	310,289 ㎡

（注）●は、地震等で広域延焼火災が発生した場合の広域避難場所を兼ねる。
◎は、洪水又は土砂災害が発生するおそれがあるときに早期に開設する避難場所で、屋内施設（次表の指定避難所の「収容スペース」参照）に収容する。

(2) 指定避難所

地域（小学校区）	NO	施設名	開設順		収容スペース（屋内）		
			地 震	風水害	室 名	収容数	面積
白井第一小学校区	1	白井第一小学校	①	②	体育館	130 人	532 ㎡
	2	白井中学校	①	②	体育館、柔剣道場	390 人	1,570 ㎡
	3	白井コミュニティセンター	②	①	多目的ホール、会議室×2、和室×2	110 人	476 ㎡
白井第二小学校区	4	白井第二小学校	①	②	体育館	140 人	570 ㎡
	5	公民センター	②	①	レクリエーションホール、和室×2、会議室、児童ルーム、相談室、集会室、作法室、視聴覚室	160 人	648 ㎡
白井第三小学校区	6	白井第三小学校	①	②	体育館	130 人	550 ㎡
	7	冨士センター	②	②	大集会室、学習室（児童ルーム）、集会室、休養室×2、視聴覚室	120 人	499 ㎡
大山口小学校区	8	大山口小学校	①	②	体育館	140 人	578 ㎡
	9	大山口中学校	①	②	体育館、柔剣道場	250 人	1,012 ㎡
	10	西白井コミュニティプラザ	②	②	会議室×3、子供室、和室×2	60 人	250 ㎡
清水口小学校区	11	清水口小学校	①	②	体育館	140 人	592 ㎡
	12	西白井複合センター	②※	②	レクリエーションホール、多目的室、遊戯室、老人憩いの家、学習室、集会室、視聴覚室、作法室、研修室	230 人	951 ㎡
七次台小学校区	13	七次台小学校	①	②	体育館	150 人	611 ㎡
	14	七次台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290 人	1,165 ㎡
池の上小学校区	15	池の上小学校	①	②	体育館	180 人	740 ㎡
	16	白井高等学校	②※	②	体育館	240 人	960 ㎡
南山小学校区	17	南山小学校	①	②	体育館	130 人	525 ㎡
	18	南山中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290 人	1,174 ㎡
	19	白井駅前センター	②※	①	レクリエーションホール、小学生ルーム、中高生ルーム、チャイルドルーム、老人憩いの家、研修室×2、作法室、視聴覚室	170 人	684 ㎡
桜台小学校区	20	桜台小学校	①	②	体育館	190 人	766 ㎡
	21	桜台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	270 人	1,106 ㎡
	22	桜台センター	②	①	レクリエーションホール、視聴覚室、作法室、研修室、遊戯室、集会室、学習室	160 人	645 ㎡
					計	4,070 人	16,604 ㎡

（注）①は、発災時又は発災するおそれがある場合に最初に開設する「一次避難所」。
②は、①の一次避難所だけでは避難者を収容しきれない場合などに状況をみて開設する「二次避難所」。
※は、発災時に帰宅困難者への情報提供、避難所への案内、避難受入れのために開設する避難所。

(3) 福祉避難所（指定避難所）

NO	施設名	所在地	収容スペース（屋内）			適用
			室 名	収容数	面積	
1	福祉センター	清戸 766-1	娯楽室、集会室、プレイルーム、研修室、会議室	200 人	831 ㎡	
2	清水口保育園	清水口 2-8-1	保育室×10、遊戯室、子育て支援センター	190 人	775 ㎡	乳幼児・妊産婦用
3	南山保育園	南山 1-7-1	保育室×8、遊戯室、子育て支援センター	160 人	668 ㎡	乳幼児・妊産婦用
4	桜台保育園	桜台 2-9	保育室×6、遊戯室	100 人	416 ㎡	乳幼児・妊産婦用

（注）保育園は、園児を預かる本来業務を優先し、福祉避難所として利用可能な場合に開設する。

白井市地域防災計画
【市民向け概要版】

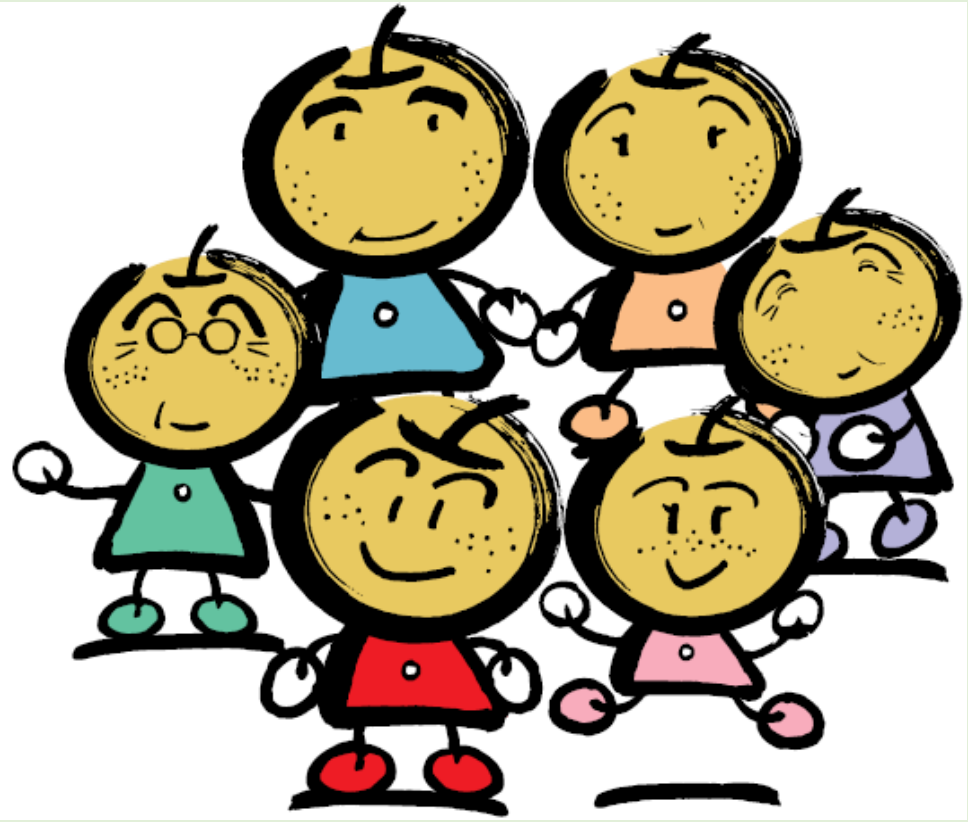

令和３年３月

白井市

目　　次

Ⅰ 地域防災計画とは

1　計画の目的 …… 1
2　計画の基本方針 …… 1
3　計画の構成と内容 …… 3

Ⅱ 地域の災害危険性

1　地震 …… 4
2　風水害 …… 4

Ⅲ 災害に備える活動

1　地域防災力の向上 …… 6
2　防災体制の整備 …… 9
3　災害に強いまちづくり …… 11

Ⅳ 災害が発生したときの活動

1　災害対策本部 …… 12
2　応援協力体制の確保 …… 12
3　情報伝達・災害相談 …… 13
4　避難活動 …… 13
5　消火・救助・医療救護活動 …… 15
6　二次災害の防止活動 …… 16
7　被災者への生活支援 …… 16
8　交通対策・緊急輸送 …… 18
9　災害ボランティア …… 18
10　帰宅困難者対策 …… 18

Ⅴ 災害復旧・復興

1　災害復旧 …… 19
2　災害復興 …… 19

【巻末資料】

指定緊急避難場所一覧 …… 20
指定避難所一覧 …… 21
福祉避難所一覧 …… 21

Ⅰ 地域防災計画とは

1　計画の目的

白井市地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）は、災害対策基本法第 42 条の規定により、白井市防災会議が作成する計画です。この計画では、防災関係機関や公共的団体その他住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

2　計画の基本方針

地域防災計画は白井市の防災行政を司る総合的かつ基本的な計画であり、白井市だけでなく、国、県、警察、ライフライン事業者、住民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととされています。白井市では、次の考え方、方針に基づいて、地域の防災力を向上させ、災害に強いまちの実現を図ります。

◆ ４つの基本的考え方

【基本１】減災を重視した防災対策の方向性

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。

【基本２】地域防災力の向上

大規模な災害では、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果につながります。「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図るほか、自助・共助・公助が一体となった市内全域の防災力の向上を図ります。

【基本３】要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢化の進展や障がいのある方が年々増加しており、今後さらなる対策の充実が求められています。地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、男女共同参画や要配慮者の視点に立った対策を講じます。

【基本４】計画に基づく施策の推進及び見直し

地域防災計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画です。本計画に基づく施策の効果的推進に努めるほか、定期的に点検・検証を行い、所要の見直しを行います。

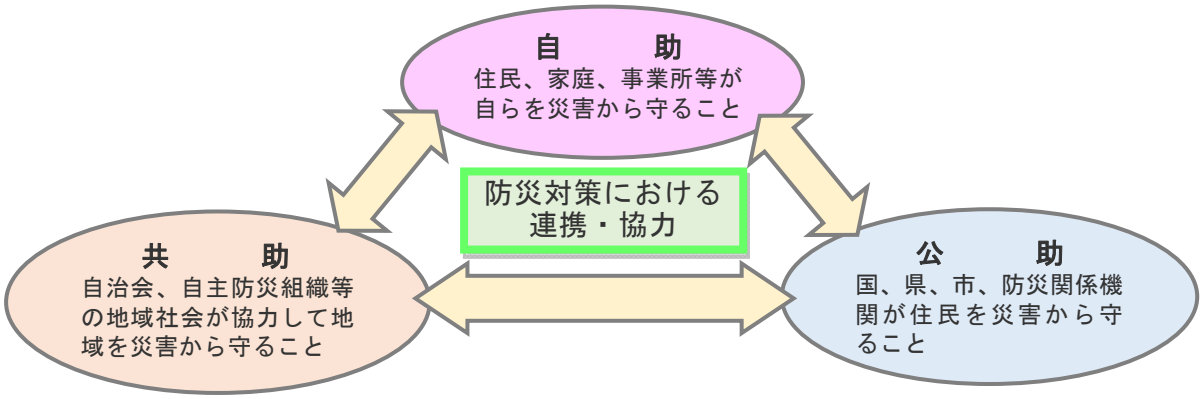

◆ １０の基本方針

【方針１】防災活動拠点の整備

災害時に防災活動の拠点となる施設については、施設の安全性を確保するとともに、通信、情報機器等の資機材、非常用電源及び燃料、応急対策要員の食糧等の整備、備蓄を行います。

【方針２】交通・ライフライン施設の整備

交通施設、上下水道施設などのライフラインについて、効果的・効率的な耐震化を推進します。

【方針３】防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

住民の皆様がおかれた災害への環境をお知らせするため、ハザードマップへの掲載等により白井市の災害危険箇所の周知を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に提供できるようにします。

【方針４】緊急避難場所、避難路、避難所及び避難者の支援体制の整備

公共施設、小・中学校、公園等の緊急避難場所の確保と整備、避難誘導看板及び避難路の整備を図ります。また、避難所及び福祉避難所の開設・運営並びに在宅を含む避難者の支援体制の整備を図ります。

【方針５】防災意識の高揚と組織体制の整備

市民への防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚、地域の自主防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承を促します。

【方針６】要配慮者対策

家庭や地域ぐるみによる要配慮者の的確な把握や災害時の情報伝達、安否確認、救助体制、避難場所・避難所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図ります。

【方針７】活動体制の整備

災害発生時の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制の強化、関係機関との緊密な連携に努めます。

また、プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）を職員に普及し、職員の防災行動力の向上を図ります。

【方針８】緊急輸送体制の整備

災害発生時の緊急通行車両の通行を確保するため、緊急輸送路等の選定と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化します。

【方針９】地震防災対策の推進

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、各施設等の整備にあたっては、地震災害に対処するための事業を推進します。

【方針 10】広域連携の推進

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、房総半島台風及び東日本台風等の教訓から、広域で発生した災害に対して、近接自治体間の相互協力・支援体制の構築を図ります。

3　計画の構成と内容

白井市地域防災計画は、計画全体の基本事項（総則）、災害種別の計画（震災、風水害、大規模事故）及び資料の3つの編で構成しています。また、災害種別の計画は、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧・復興計画）の3つの局面を基本として構成しています。

白井市地域防災計画の構成

項　目		内　容
総則編		計画の目的、基本方針、防災関係機関・住民等の役割、白井市の災害特性
震災編	総則編	地震対策の基本的視点、想定地震、被害予測結果、減災目標
	災害予防計画	地震被害を防止・軽減するため、平常時に行うさまざまな備えや耐震化等の計画
	災害応急対策計画	地震が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動、二次災害の防止措置等の計画
	災害復旧・復興計画	被災者の生活再建支援、農林水産業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
	附編　南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	南海トラフ地震の関連情報が発せられた場合における適切な対応についての計画
風水害等編	総則編	風水害対策の基本的視点、水害及び土砂災害の危険区域、火山災害の想定
	災害予防計画	河川の氾濫や浸水、土砂災害等の被害を防止するため、平常時に行うさまざまな備えの計画
	災害応急対策計画	大雨、洪水、暴風、降灰等のおそれがあるときや災害が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動の計画
	災害復旧・復興計画	被災者の生活再建支援、農林水産業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
大規模事故編	大規模火災対策	集落等の火災による延焼予防対策、大規模建築物の火災防止対策、火災発生時の消防・避難活動等の計画
	危険物等災害対策	危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の取扱施設における事故防止対策や事故発生時の二次災害防止措置及び救助活動等
	航空機災害対策	航空機炎上等への予防計画、災害発生時の応急活動、応援体制の計画
	鉄道災害対策	列車の衝突や脱線等により死傷者を伴う列車事故発生時の消防活動や救助・救護活動等の計画
	道路災害対策	道路施設の被害、危険物積載車両の事故等による被害の防止や事故発生時の救助活動等の計画
	放射性物質事故対策	放射性物質取扱事業所等での事故を想定した備え、事故発生時の防護措置等の計画
資料編		各計画と関連する例規、図表、その他資料を掲載

Ⅱ 地域の災害危険性

1　地震

◆ 地震被害想定

白井市では、「白井市直の地震（マグニチュード 7.1）」を想定した地震被害想定を行っています。この地震が発生した場合の市内の震度や被害は、次のように予測されています。

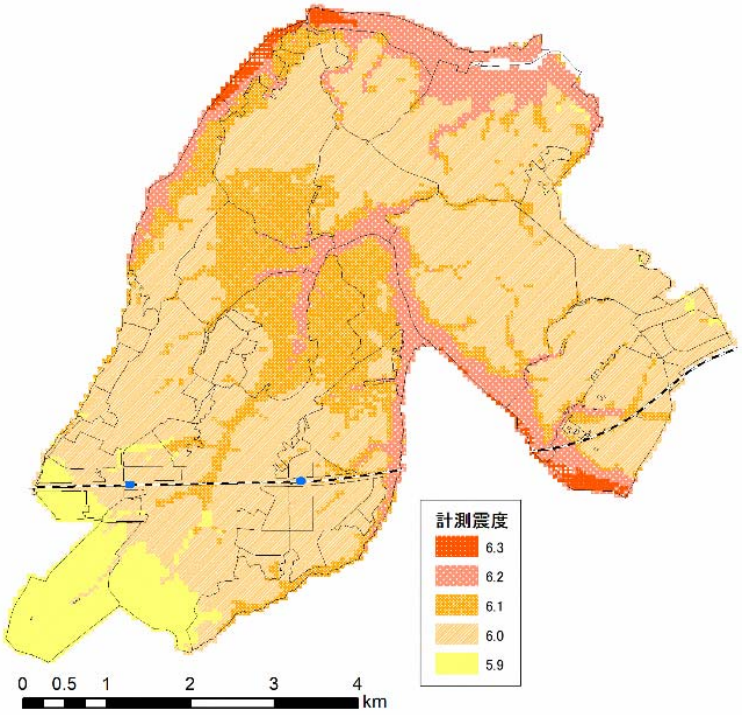

建物被害	
全　壊	472 棟
半　壊	1,667 棟
焼　失※1	約 130 棟
人的被害	
死　者※2	32 人
負傷者※2 （うち重傷者）	315 人 （39 人）
避難者※1 （うち避難所滞在）	最大 14,235 人 （最大 5,694 人）
帰宅困難者	約 3,200 人
ライフライン	
上水道の断水人口	最大 41,700 人
下水道の支障人口	最大 1,857 人
緊急輸送道路の被害	1.15 箇所

※１：冬の 18 時に発生した場合
※２：冬の 5 時に発生した場合

白井市直下の地震（M7.1）で予測された震度分布図（左図）と主な被害（右表）

【白井市直下の地震（M7.1）で予測された主な被害の特徴】

・市内の震度は6弱～6強となる。
・建物の全半壊は 2,100 棟に上り、冬の 18 時の地震の場合は約 130 棟が焼失する。
・冬の 5 時の地震の場合、死者は 32 人、重傷者は 39 人に上る。
・地震直後は、ほぼ全域で停電となるが、数日で復旧する。
・上水道や都市ガスは 7 割以上が停止し、9割の復旧に約 1 か月を要する。
・避難者数は最大約 1.4 万人（うち避難所の避難者は約 5,700 人）、帰宅困難者は約 3,200 人、災害廃棄物は 14.3 万トンに上る。

2　風水害

◆ 洪水浸水想定区域

白井市内には、利根川、手賀川・手賀沼、高崎川等で大規模な洪水が発生した場合に浸水する洪水浸水想定区域があります。

利根川の洪水浸水想定区域は下手賀沼周辺と神崎川周辺で、最大約 5m の水深となっています。

手賀川及び手賀沼の洪水浸水想定区域は下手賀沼周辺で、最大約 3m の水深となっています。

高崎川等の洪水浸水想定区域は神崎川、二重川沿川の主に農地で、最大約 4m の水深となっています。

洪水浸水想定区域とは…

「水防法」に基づいて指定され、国や県が管理する主要な河川で大規模な洪水が発生した場合の浸水範囲、水深などが示されます。洪水浸水想定区域では、警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設（高齢者、障がい者、乳幼児等の利用施設）の避難確保計画の作成等が行われます。

◆ 土砂災害警戒区域

白井市内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が 28 箇所指定されており、河川と台地の間にあるがけ地などに分布しています。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは…

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定されます。土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に住民等に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制の整備等が行われます。

また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合に建築物が損壊し、住民等に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、開発行為や建築物構造が規制されます。

ハザードマップを確認しましょう！

白井市では地震、洪水、土砂災害からの円滑な避難を確保するため、危険区域や避難場所等の地図、適切な避難行動や日頃の備えなどを示したハザードマップを作成、公表しています。

このハザードマップを活用し、災害の種類に応じた避難方法や日頃の備えを点検しておきましょう。

【地震ハザードマップ】

【洪水・土砂災害ハザードマップ】

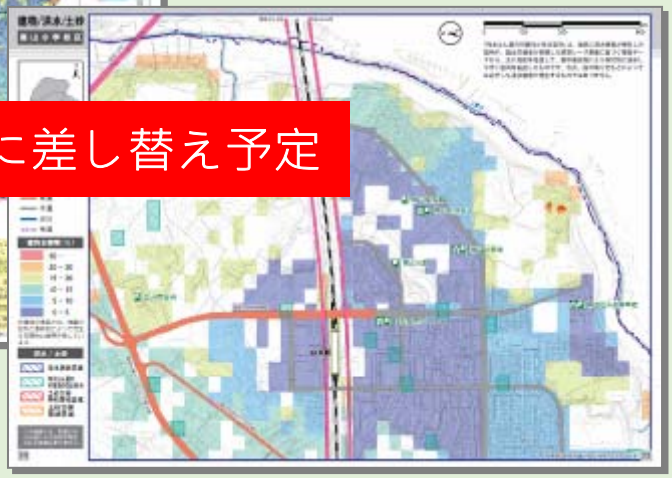

3 月上旬に差し替え予定

Ⅲ 災害に備える活動

1　地域防災力の向上

◆ 防災訓練

白井市では、毎年秋に多くの防災関係機関や住民等が参加する総合防災訓練を実施し、大規模災害を想定した各種救助、救援活動を実践しています。また、市内の小学校区、自治会、マンション等でも地域の実情に応じた防災訓練が実施されています。

市民の皆様もこれらの防災訓練に参加し、自助・共助、地域防災力の向上を図りましょう。

倒壊家屋救出訓練（BCN 撮影）

白井市防災訓練（市撮影）

西白井自治会防災訓練（日本防災士会撮影）

清水口小学校区防災訓練（日本防災士会撮影）

プラザ西白井マンション防災訓練（BCN 撮影）

七次台小学校区支部防災訓練（BCN 撮影）

◆ 自主防災組織の育成

自主防災組織は共助の中心を担う重要な防災組織です。白井市では自主防災組織の結成や活動を促進するため、防災資機材の交付、防災訓練等への専門家の派遣等の支援を行っています。

支援制度	支援内容
白井市防災資機材等交付要綱	消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗(ポール付)、テント、はしご、担架、救急医療セット、ロープ、防水シート、発電機、格納庫、その他防災活動に必要な資機材を交付
防災アドバイザー派遣制度	防災訓練・講演会・研修会に、防災の専門的な知識を有する「防災アドバイザー」を派遣
防火防災訓練災害補償等共済制度	自主防災組織が主催し、事前に市又は消防署へ届出した訓練における不慮の事故によるけがなどを補償

◆ 地区防災計画の普及

地域の防災力の向上を図るため、自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等に関する地区防災計画の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動を推進していきます。

地区防災計画とは･･･

住民等による自発的な防災活動を定めた『ボトムアップ型』の計画です。

地域防災計画は、住民による自助、地域コミュニティによる共助、行政や公共機関による公助の基本的な役割を定めていますが、国、県、白井市などが行う対策がメインとなった『トップダウン型』の性格が強い内容です。

一方、東日本大震災では行政機能が麻痺する中、自助、共助が避難所運営等で重要な役割を果たし、大規模災害では自助、共助がとかく重要であることが改めて認識されました。

この教訓を踏まえて災害対策基本法が改正され、一定の地区の居住者や事業者が自発的な防災活動を計画して防災会議に提案できる「地区防災計画制度」が創設されました。

白井市では、国のガイドライン等を活用して地区防災計画を普及していきます。

※内閣府「みんなでつくる地区防災計画」より

◆ 避難行動要支援者の支援体制づくり

災害時に避難支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、平常時から地域の避難支援等関係者（自主防災組織、自治会、民生委員等）に名簿情報を提供します。

地域では、名簿情報を活用して、安否確認や避難支援体制の整備を図ることが期待されており、また、必要に応じて避難行動要支援者ごとの具体的な支援方法をまとめた『個別避難支援プラン』を作成することで、避難支援体制の更なる充実につながります。

避難行動要支援者等の用語について

「要配慮者」・・・・・・・・・・・　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する方です。

「避難行動要支援者」・・・　要配慮者のうち、自力で避難することができない方です。

☛ **白井市**では、次の方を避難行動要支援者に位置付けて名簿を作成しています。

① 身体障害者手帳を所持する方
　視覚障がい、聴覚障がい、上肢機能障がい（1 級から 2 級）、下肢、体幹機能障がい（1 級から 3 級）、呼吸器機能障がい（1 級から 2 級）

② 療育手帳を所持する方（Ⓐ又はA）

③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級）

④ 介護認定者のうち要介護3以上の方

⑤ 上記のほか避難支援を必要とする方（自ら申請が必要です）

「避難支援等関係者」・・・　避難行動要支援者の避難を介助する団体や個人です。

☛ 白井市では、自主防災組織（防災会）、自治会、民生委員、社会福祉協議会の方々です。

◆ 消防団の活性化

消防団は、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には、消火・警戒などの消防活動を行うなど、地域の防災リーダーとしての重要な役割を担っています。

一方、消防団員は高齢化や団員の減少などが懸念されているため、白井市では「機能別団員制度」を設け、消防団OBを機能別団員として採用しています。機能別団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員で、限定した活動や特定の災害にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割が期待されます。

白井市機能別団員の概要

項　目	内　容
応　募　資　格	・市内在住、在勤の人で、おおむね日中消防団活動に従事できる人 ・消防団員の経験が 5 年以上ある人、又は消防吏員であった人
身　分　・　報　酬	・消防団員と同じ身分(階級は団員のみ) ・報酬は日額 4,200 円(報酬 2,000 円+費用弁償 2,200 円)
職　　務	・火災現場での消火活動、大規模災害時等の巡回、広報活動 ・団長が特に必要と認める活動行事・訓練への参加

2　防災体制の整備

災害時の情報伝達、物資の確保、受援等を円滑に行えるよう、システム整備、備蓄、協力体制づくり等を進めています。

◆ 家庭内・事業所内での水や食料、生活用品等の備蓄促進

白井市では、各家庭における水や食料、生活用品等について、「最低3日、推奨1週間」分の備蓄を勧めています。また、家族に要配慮者や食物アレルギーのある家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄も必要です。

事業所等においても、従業員、来客等が道路や交通機関の被害で帰宅困難となる状況を想定し、事業所内で一時滞在できるように備蓄することを勧めています。

備蓄には「ローリングストック法」が有効です！

ローリングストック法とは、一般食品の中で比較的賞味期限の長いレトルト食品、 フリーズドライ食品、カップラーメンなどを常時備蓄し、定期的に賞味期限が近づいたものから消費し、消費した分を補充していく備蓄方法です。

◆ 公的な食料・物資の備蓄

白井市では、大規模災害時の備えとして、被災して避難される方に必要な3日分の水や食料、生活用品の他、救助用の資機材などを、市内の防災倉庫に備蓄するように努めています。

市の主な備蓄品

種類	主な品目
水・食料等	水、アルファ米、パン、ビスケット、栄養補給食品、乳児用ミルク、哺乳びん
救急用品	大型救急箱、簡易ベッド、担架、毛布、救急シート、タオル
生活関連用品	ごみ箱、ごみ指定袋、組立式テント、仮設トイレ、簡易トイレ用収納袋(し尿処理剤付)、トイレットペーパー、間仕切り、仮設ルーム、パーソナルテント、コンパクトベッド、エアマット、水タンク、防災用かまど、薪、食器セット、やかん、災害時用公衆電話機、多機能ラジオライト
安全救助関連用品	懐中電灯、標識トラロープ、ブルーシート、土のう袋、折りたたみリヤカー、脚立兼用はしご、救助工具、ガソリン缶、カセットガス、発電機、投光器、コードリール、防災用ベスト、メガホン、乾電池
衛生用品	石鹸水、消毒薬、バケツ、キッチンペーパー

◆ 災害用井戸の整備

市では、大規模災害発生時にライフラインが寸断した場合に備えて、災害時の水の確保を目的に文化センター、福祉センター及び市内の小学校 9 箇所に発電機を備えた災害用井戸を設置しています。

大地震では、生活用水として井戸水が貴重な水源になり、役立てられた事例が全国で多数あります。

◆ 情報伝達体制

災害や避難等に関する情報を地域の方々に速やかに伝達するため、防災行政無線のほか、市情報配信メール、インターネット、放送メディアを活用した多様な伝達手段を整備しています。

防災行政無線

スピーカーから緊急時の情報をお知らせします。

※放送内容は市のホームページや電話でも確認できます。

防災行政無線再聴サービス

0120-980-775（無料）

防災情報サービス

J:COM の専用端末を通じて防災行政無線放送や気象庁の緊急地震速報を大きな音と光で配信します。

テレビ・ラジオ

災害情報共有システム（L アラート）から受信した避難指示等の情報及び避難所開設情報を、テレビのデータ放送で確認することができます。

インターネット

大規模な災害時には、市のウェブサイト等に最新の災害情報を掲載します。

白井市ウェブサイト

https://www.city.shiroi.chiba.jp

防災メール・SNS

白井市からの防災情報を、登録者にメール、LINE、ツイッターで配信します。

防災メール　LINE　Twitter

緊急速報メール

緊急地震速報、特別警報、災害・避難情報等が発表されたときに、対象エリア内の携帯電話やスマートフォンに一斉に送信されます。

※通信事業者、機種、設定によっては受信できない場合があります。

災害情報共有システム（L アラート）とは･･･

災害時の避難情報など地域の安心安全に関するきめ細やかな情報を、テレビやインターネット等の様々なメディアを通じて、地域住民に迅速に提供するシステムです。

【提供する情報】

○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
○避難所開設情報
○災害対策本部設置情報

【テレビによる確認方法】

テレビのデータ放送で災害情報共有システム（L アラート）の受信情報を確認できます。

データ放送によるテレビ画面のイメージ

3　災害に強いまちづくり

災害による被害を最小限にするためには、私たちの住むまちを「災害に強いまち」に変えていく必要があります。白井市では、建築物の耐震化、避難場所の整備等を進めています。

◆ 住宅等の耐震化の促進

地震による死傷者の原因で最も多いのは、建物の倒壊によるものです。さらに、建物が倒壊すると、道路を塞ぎ、救急・消火活動の大きな障害にもなります

このため白井市では、耐震改修促進計画に基づいて住宅や公共建築物の耐震化を促進しています。また、住宅については耐震診断や耐震改修の補助制度を設け（下表参照）、耐震化を支援しています。

	補助制度の概要
戸建住宅 耐震診断補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建住宅の耐震診断を行う場合、その診断費用の一部を助成（診断費の 3 分の 2　70,000 円以内）
戸建住宅 耐震改修工事補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建住宅の耐震改修工事を行う場合、その工事費の一部を助成（工事費の 3 分の 1　500,000 円以内）
マンション等 耐震診断補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたマンション等区分所有の共同住宅の耐震診断を行う場合、その診断費用の一部を助成(1,000,000 円以内)

◆ 転倒・落下物等対策の促進

建物が無事でも家具や大型家電の転倒、ガラスの飛散によってけがをしたり、建物の外に避難する経路を塞いだりします。また、ブロック塀の倒壊や落下物によって、歩行者等に被害を及ぼしたり、緊急車両の通行の妨げになったりしてしまうこともあります。

白井市では、家具等の転倒防止対策の啓発に努めているほか、危険なコンクリート塀等の除却費用の一部を補助しています。

	補助制度の概要
危険コンクリートブロック 塀等対策事業補助金	道路に面する危険なコンクリートブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助（工事費の 2 分の 1　100,000 円以内）

◆ 避難場所・避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定しています。

種　類	機　能	指定状況
指定緊急避難場所	切迫する災害（地震、洪水、土砂災害等）から緊急的かつ一時的に避難する場所	小中学校（グラウンド）、公園、コミュニティセンターなど　計 29 箇所
指定避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する場所	小中学校、高校、コミュニティセンターなど 22 箇所
福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた場所	福祉センター、公立保育園（乳幼児・妊産婦用）

☛避難場所・避難所の一覧は、巻末資料（p20～21）をご覧ください。

Ⅳ 災害が発生したときの活動

1　災害対策本部

◆ 災害対策本部の設置

災害対策本部とは災害対策を総合的に実施するために設置する臨時組織で、市長を本部長とします。

主な設置基準は、次のとおりです。

【白井市災害対策本部の主な設置基準】

○　白井市内で震度5強以上を記録したとき
○　特別警報が発表されたとき

災害対策本部の様子
（新潟県中越沖地震、柏崎市）
出典:(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

◆ 職員の動員

災害時には、災害対策活動に必要な職員を動員します。

また、大規模災害では電話やメール等の連絡手段が使用できないことも考慮し、震度や警報レベルに応じた自動参集も行います。

2　応援協力体制の確保

白井市の対応力を超えるような大規模災害では、県、自衛隊、他の市町村のほか、災害協定を締結している団体（下表参照）に、災害対策活動の応援協力を要請します。

応援協力分野	協定先
情報伝達	千葉ニュータウンセンター、ジェイコム千葉、ヤフー
救援物資等の供給	商工会・商店会、コープみらい、山屋食品、伊藤園、セブン-イレブン、DCM ホーマック、佐川急便、大塚製薬
医療救護	印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会
要配慮者の支援	社会福祉協議会、日本福祉用具供給協会、市内介護老人保健施設・老人ホーム等

自衛隊の給水支援の様子
（新潟県中越沖地震、柏崎市）
出典:(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

3　情報伝達・災害相談

◆ 災害情報の伝達

災害時には、防災行政無線、防災メール、広報車、緊急速報メール（エリアメール）、ホームページ、SNS 等を活用して防災情報や生活支援情報等を発信します。

◆ 災害相談窓口

白井市は、住民からの問い合わせや相談に対応するため、白井市役所に災害相談窓口を設置します。

【相談の主な内容】

- ○ 家族等の安否情報の照会
- ○ り災証明書等の発行
- ○ 解体家屋の処理
- ○ 被災住宅の応急修理支援
- ○ 応急住宅等への入居
- ○ 生活再建支援金、義援金の支給
- ○ 復旧資金の貸付
- ○ 市税等の減免

4　避難活動

◆ 避難指示等の発令

住民の方々がとるべき避難行動を直感的に理解できるよう、令和元年から「5段階の警戒レベル」を明記して避難情報を提供することになりました。

市は、警戒レベル3以上の避難情報を発令し、防災行政無線、防災メール等で警戒レベルと対象地区等を伝達します。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
レ　ベ　ル　5	既に災害が発生又は発生する直前の状況です。 命を守るための行動を直ちにとりましょう。	緊急安全確保 【市が発令】
～～～<警戒レベル４までに必ず避難！>～～～		
レ　ベ　ル　4 【全員避難】	速やかに危険な場所から避難先へ全員避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 【市が発令】
レ　ベ　ル　3 【高齢者等は避難】	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 【市が発令】
レ　ベ　ル　2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報、大雨注意報 【気象庁が発表】
レ　ベ　ル　1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 【気象庁が発表】

◆ 避難所の開設・運営

災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合、市職員が施設管理者、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行います。また、避難所の運営は住民による自治を目指し、自治会、自主防災組織等が主体となった避難所運営委員会を立ち上げます。

なお、高齢者、障がい者等には福祉避難スペースを確保するほか、一般の避難所での生活が困難な方々には福祉避難所を開設し、専門的な介助を行います。

避難所レイアウト（参考）

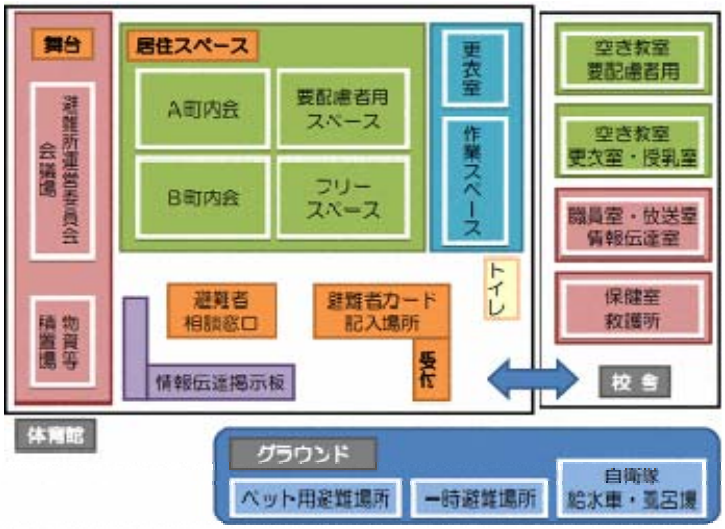

避難所運営委員会の設立に協力を！

東日本大震災や熊本地震では、避難者の方々が主体的に運営した避難所は、被災者同士の助け合いの機運が高まり、良好な生活環境が確保できたと言われています。市では、住民の方々が主体となって避難所を開設、運営するための組織体制や運営方法等を示した**「自治会等向け災害時対応マニュアル」**を作成しています。 このマニュアルを活用して、災害が起こる前から避難所運営委員会を立ち上げて、住民主体の避難所運営体制づくりを進めましょう。

◆ 新型コロナウイルス等感染症対策

避難所での新型コロナウイルス等の感染を防止するため、市では避難所での衛生管理を徹底するほか、濃厚接触者等の専用避難所を確保しています。

市民の皆様も、適切な避難行動のため、次の準備をしてください。

新型コロナウイルス等の感染症防止のための避難行動を！

☛**ハザードマップ**を確認し、自宅が危険区域でない場合は、在宅避難を優先する。危険区域内の場合は、最寄りの避難所のほか、親戚、知人宅への避難を検討する。

☛避難する際は、水・食料等のほか、**マスク**、**体温計**、**消毒薬**なども持参する。

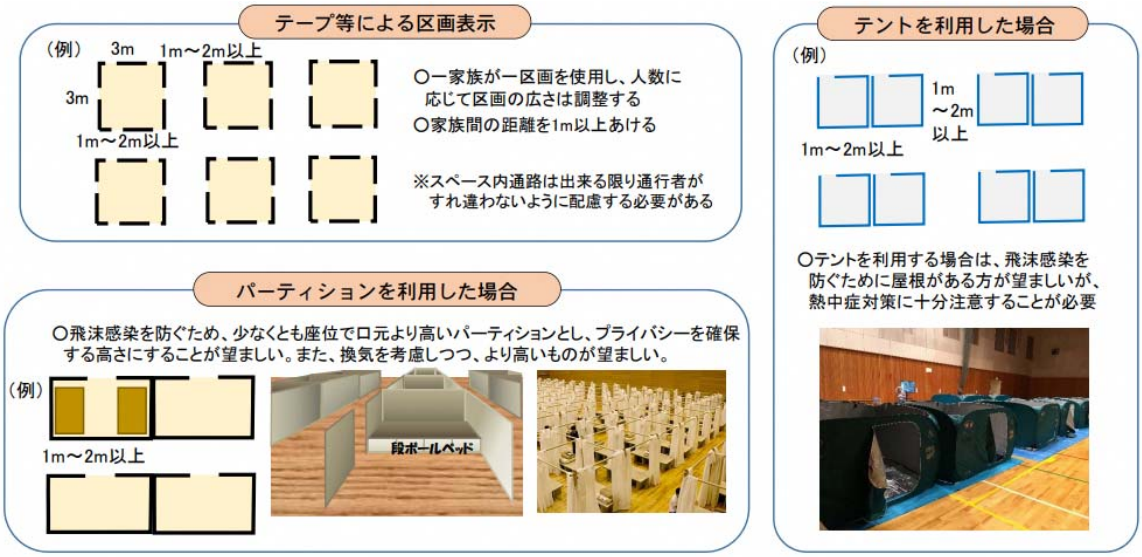

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所滞在スペースレイアウト例

（出典：国通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対策の参考資料について」）

5　消火・救助・医療救護活動

◆ 消火・救出活動

大地震では火災が多発したり、倒壊した建物等に多くの住民が下敷きになるなど、消防署や消防団だけでは対応できなくなる事態が予想されます。このため、現場に真っ先に駆けつけられる地域の事業所、自治会、自主防災組織、住民等の方々が初期消火や救出活動に協力していただく事が不可欠です。また、救出した方の搬送等についても、住民の皆様に協力を求めることがあります。

発災時の防災・減災活動へ協力を！

阪神･淡路大震災では、倒壊建物から救出された方の約9割が家族や隣近所の方に救出されています。自治会、自主防災組織、事業所等が協力して、救出活動等を行うことが重要です。

◆ 医療救護活動

多数の傷病者が発生したときなどには、市と医師会、歯科医師会、薬剤師会などが連携して、保健福祉センターなどに救護所を設置します。救護所では、医師や看護師等で編成する医療チームが、負傷者のトリアージや応急処置等を行います。

また、重傷者等は災害医療拠点となる病院等へ搬送して治療を行います。その他、避難生活者の健康を確保するために、医師や保健師が避難所を巡回して健康調査を行ったり、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、こころのケア等を行います。

救護所の様子（新潟県中越沖地震、柏崎市）
出典：(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

トリアージとは･･･

災害現場等で多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じた処置や搬送を行うために、治療の優先順位をつけることをいいます。

災害医療救護活動のながれ

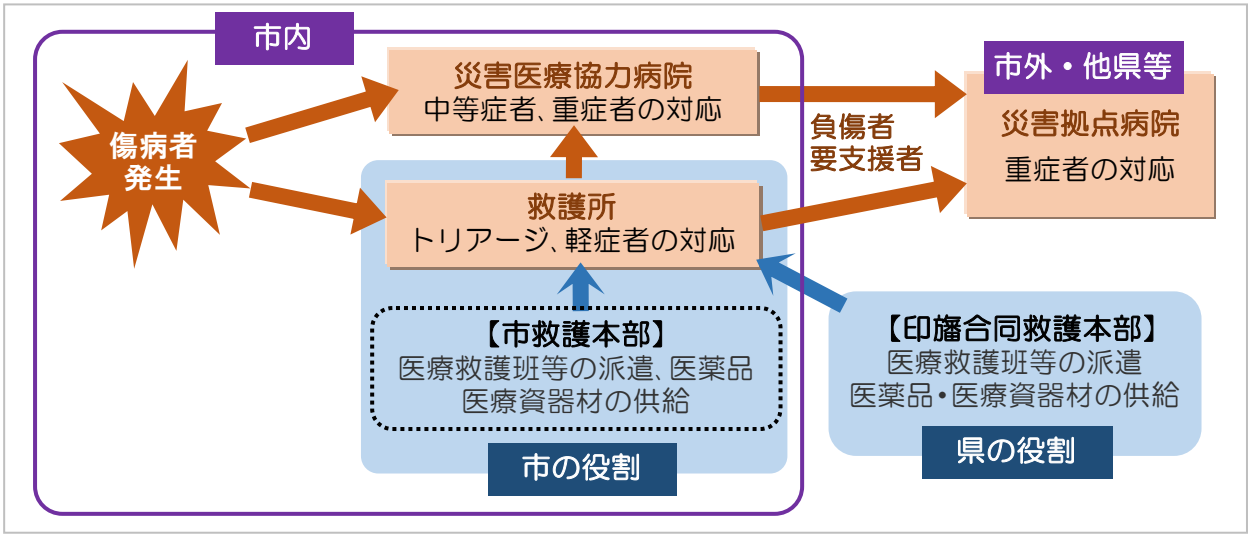

6　二次災害の防止活動

◆ 被災建築物の応急危険度判定

地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、被災した建物を対象に応急危険度判定を実施します。

これらの判定は目視で行い、建物の入口等にステッカー（右図参照）で表示します。

なお、この判定は危険を防止するためのもので、り災証明書を発行するための被害認定調査は、この判定の後で実施します。

建物の応急危険度判定のステッカー

◆ 被災宅地の危険度判定

地震や液状化によって地盤に亀裂などが生じた宅地では、家屋等が倒壊するおそれがあります。このような二次災害の危険を防ぐため、宅地の危険度判定を実施します。

判定結果はステッカーで表示し、危険がある場合は、警戒避難対策や危険区域への立入制限等を行うことがあります。

宅地の危険度判定のステッカー

7　被災者への生活支援

◆ 給水

水道が断水したときは、断水地区の病院や福祉施設等に優先的に給水するほか、避難所等に給水拠点を設置して被災者の方々に飲料水等を提供します。白井市が対応できない場合は、県や他の水道事業体に応援を要請して飲料水等を提供します。

被災者への目標給水量

期　間	給水量	水量の用途内訳
発災から3日間程度	3ℓ/人・日	生命維持のために最低限必要な水量
4日目頃から10 日目頃まで	20ℓ/人・日	調理、洗面等、最低生活に必要な水量
11 日目頃から 21 日目頃まで	100ℓ/人・日	調理、洗面、最低限の浴用、洗濯等に必要な水量
22 日目頃から 28 日目頃まで	250ℓ/人・日	被災前と同様の生活に必要な水量

◆ 食料・生活必需品の提供

災害発生当初は、白井市が備蓄している水、食料、生活必需品を提供します。また、必要に応じて、災害応援協定を結ぶ企業等からも調達します。

白井市内での調達が困難な場合は、自衛隊の炊き出し、国・県・近隣市町村さらには全国に救援を要請し、白井市文化センター等を集積拠点として救援物資を受け入れて各避難所に配送します。

集積拠点の様子（令和 2 年 7 月豪雨、球磨村）

出典：(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

◆ 衛生・防疫対策

災害時は断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えなくなることがあります。白井市では避難所や公園などに仮設トイレを設置して対応します。

また、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて消毒を行います。

◆ り災証明

生活再建支援金や義援金等の受給、応急住宅への入居申請、市税の減免等の申請には、住宅の被害の程度を証明する「り災証明書」が必要です。

市では、二次災害等の危険が解消した段階で個々の住宅を調査して被害の程度を判定し、「り災証明書」を発行します。

なお、火災により焼損した家屋等は、印西地区消防組合が火災調査を行い、この結果をもとに「火災のり災証明書」を交付します。

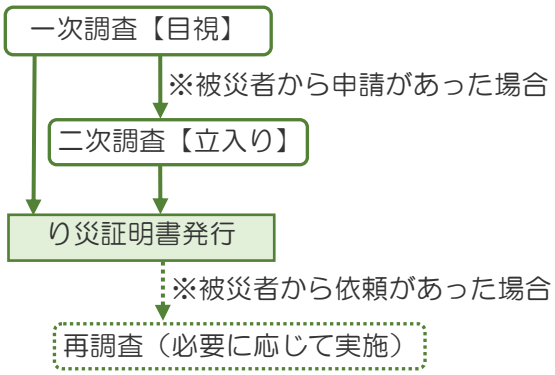

被害認定調査～り災証明書発行のながれ

『り災証明』と「り災届出証明』の違いについて

『り災証明』は、住宅の被害の程度を市が証明するものですが、これと類似するものとして**『り災届出証明』**があります。

『り災届出証明』は、住民から被害の届出があったことを証明するもので、住宅だけではなく、住宅以外の作業場、門などの付帯物、家財（家具・家電）、自動車、災害による負傷などを対象とし、市が発行します（現地調査は行いません）。

◆ 災害廃棄物の処理

大規模な災害では、倒壊したり、全壊と判定された建物、浸水した畳や家財等が災害廃棄物となって大量に排出されます。

このような場合、白井市は仮置場を確保して災害廃棄物を一時保管し、長期的な計画を立てて、関係事業者と協力しながら処理・処分をします。

仮置場の様子（令和元年房総半島台風、南房総市）

出典：(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

◆ 応急住宅の確保

大規模な災害時には、県と白井市が連携して住宅を失った被災者に応急住宅を提供します。

応急住宅は、公園等の空地に仮設住宅を建設したり、民間賃貸住宅の空家を借り上げて確保するほか、公営住宅への一時入居等を支援します。

応急住宅の様子（平成 19 年能登半島地震、輪島市）

出典：(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

８　交通対策・緊急輸送

◆ 交通規制

国道 16 号、国道 464 号は緊急輸送道路に指定されています。大規模な災害時は消防車等の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動したりする場合があります。

◆ 緊急輸送

救援物資等を速やかに輸送するため、白井市や防災関係機関の車両を活用したり、運輸事業者等に緊急の輸送を要請したりします。

車両での輸送が困難な場合などは県にヘリコプターによる輸送を要請し、ヘコプターの臨時離発着場を白井総合公園、白井運動公園などに開設します。

９　災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。白井市は、社会福祉協議会と協力して保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置します。

災害ボランティアセンターでは、ボランティアの登録・管理、ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整、ボランティアの派遣・募集等を行います。

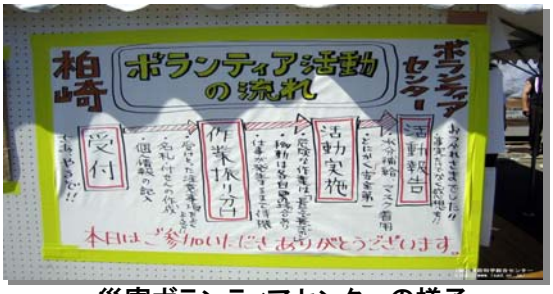

災害ボランティアセンターの様子
（新潟県中越沖地震、柏崎市）
出典：(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

災害ボランティアの主な活動

専門ボランティア	一般ボランティア
① 外国語の通訳、情報提供	① 避難所の運営補助
② 被災建築物の応急危険度判定	② 炊き出し、食料等の配布
③ 被災宅地の危険度判定	③ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
④ 災害情報や安否情報等の収集整理、広報	④ 高齢者や障がい者等要配慮者の支援
⑤ 被災者への心理治療	⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
⑥ 高齢者や障がい者等の看護、情報提供	⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援
⑦ アマチュア無線通信　など	⑦ その他被災地における軽作業　など

１０　帰宅困難者対策

◆ 一斉帰宅抑制の呼びかけ

地震により交通機関の運行停止や交通規制により、事業所の従業員、学校の児童・生徒、大規模商業施設の来訪者、駅の旅客等が帰宅困難となります。白井市は県と連携して、テレビ、ラジオ、防災無線の放送等で、市民、学校、事業所等に対して一斉帰宅を控えるように呼び掛けます。

◆ 一時滞在施設の開設

白井市は、帰宅が困難になった方々を一時的に受け入れるため、西白井複合センター、白井駅前センター等に一時滞在施設を開設します。また、一時時滞在施設では、食料、帰宅支援情報等を提供します。

Ⅴ 災害復旧・復興

1　災害復旧

◆ 被災者への支援

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるようにするため、国、県、白井市、その他公共機関が協力して、支援金の支給や資金の貸付、住宅の確保、税金や公共料金の特例措置等の対策を実施します。

災害時の様々な再建支援メニュー

●支援金の支給・貸付等
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・災害弔慰金などの支給等
- ・生活福祉資金の貸付
- ・災害援護資金の貸付

●税金の特例措置等
- ・市税の納期限の延期と減免
- ・国民健康保険料等の減免
- ・国税、県税の納期限の延長等

●公共料金等の特例措置等
- ・保育料の減免
- ・公共料金等の支払の特例措置

●その他
- ・義援金品の配分、提供
- ・郵便物の料金の免除
- ・災害公営住宅の建設
- ・災害復興住宅融資
- ・職業のあっせん

◆ 中小企業者等への支援

被災した中小企業者等への債務の猶予や事業の復旧に必要な資金融資等を行います。

◆ 農林水産業者等への支援

災害によって被害を受けた農林水産業者等の災害復旧に係る各種融資等を行います。

◆ 災害復旧事業

迅速な災害復旧のため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及びその他の法律による財政援助を受けて災害復旧事業を推進します。

※激甚災害とは、国民経済に著しい影響を及ぼす災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいいます。

2　災害復興

白井市は、住民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やか、かつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置します。

住民等・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図り、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進します。

◆ 指定緊急避難場所一覧

地域（小学校区）	施設名	所在地	対象災害			屋外スペース	
			洪水	崖崩れ	地震	収容人数	面積
白井第一小学校区	白井総合公園	復 1422-10	○	○	●	38,900 人	38,900 ㎡
	白井第一小学校（グラウンド）	根 105	○	○	○	7,120 人	7,129 ㎡
	白井中学校（グラウンド）	根 54	○	○	○	10,690 人	10,698 ㎡
	白井コミュニティセンター	復 1458-1	○	◎	－	－	386 ㎡
	白井運動公園	神々廻 1728-1	○	○	○	52,680 人	52,689 ㎡
白井第二小学校区	白井第二小学校（グラウンド）	中 181-2	○	○	○	6,600 人	6,604 ㎡
	公民センター	中 98-17	◎	◎	－	－	700 ㎡
白井第三小学校区	白井第三小学校（グラウンド）	根 336-15	○	○	○	9,960 人	9,964 ㎡
	冨士センター	冨士 239-2	○	○	－	－	1,425 ㎡
	開拓広場	冨士 37	○	○	○	1,360 人	1,366 ㎡
大山口小学校区	大山口小学校（グラウンド）	大山口 2-2-1	○	○	○	9,380 人	9,384 ㎡
	大山口中学校（グラウンド）	大山口 2-1-1	○	○	○	13,890 人	13,895 ㎡
	西白井コミュニティプラザ	西白井 2-16-1	○	○	－	－	552 ㎡
	富塚公園	西白井 2-17	○	○	○	3,020 人	3,025 ㎡
清水口小学校区	清水口小学校（グラウンド）	清水口 2-3-1	○	○	○	13,760 人	13,765 ㎡
	西白井複合センター	清水口 1-2-1	○	○	－	－	850 ㎡
	七次第一公園	清水口 2-2	○	○	○	8,530 人	8,538 ㎡
七次台小学校区	七次台小学校（グラウンド）	七次台 3-17-1	○	○	○	10,400 人	10,405 ㎡
	七次台中学校（グラウンド）	七次台 1-21-1	○	○	○	14,270 人	14,274 ㎡
池の上小学校区	池の上小学校（グラウンド）	池の上 2-21	○	○	○	10,740 人	10,744 ㎡
	白井木戸公園	池の上 2-22	○	○	○	13,360 人	13,367 ㎡
	白井高等学校（グラウンド）	池の上 1-8-1	○	○	○	14,000 人	14,000 ㎡
南山小学校区	南山小学校（グラウンド）	南山 1-7-1	○	○	○	14,430 人	14,434 ㎡
	南山中学校（グラウンド）	南山 1-6-1	○	○	○	16,770 人	16,777 ㎡
	白井駅前センター	堀込 1-2-2	○	◎	－	－	429 ㎡
	南山公園（噴水広場）	南山 1-4	○	○	○	4,360 人	4,367 ㎡
桜台小学校区	桜台小学校（グラウンド）	桜台 3-28	○	○	○	10,970 人	10,971 ㎡
	桜台中学校（グラウンド）	桜台 3-27	○	○	○	11,920 人	11,929 ㎡
	桜台センター	桜台 2-14	○	◎	－	－	482 ㎡
					合計	297,110 人	310,289 ㎡

（注）●は、地震等で広域延焼火災が発生した場合の広域避難場所を兼ねる。
◎は、洪水又は土砂災害が発生するおそれがあるときに早期に開設する避難場所で、屋内施設（次表の指定避難所の「収容スペース」参照」）に収容する。

◆ 指定避難所一覧

地域（小学校区）	施設名	開設順		収容スペース（屋内）		
		地 震	風水害	室 名	収容数	面積
白井第一小学校区	白井第一小学校	①	②	体育館	130 人	532 ㎡
	白井中学校	①	②	体育館、柔剣道場	390 人	1,570 ㎡
	白井コミュニティセンター	②	①	多目的ホール、会議室×2、和室×2	110 人	476 ㎡
白井第二小学校区	白井第二小学校	①	②	体育館	140 人	570 ㎡
	公民センター	②	①	レクリエーションホール、和室×2、会議室、児童ルーム、相談室、集会室、作法室、視聴覚室	160 人	648 ㎡
白井第三小学校区	白井第三小学校	①	②	体育館	130 人	550 ㎡
	冨士センター	②	②	大集会室、学習室（児童ルーム）、集会室、休養室×2、視聴覚室	120 人	499 ㎡
大山口小学校区	大山口小学校	①	②	体育館	140 人	578 ㎡
	大山口中学校	①	②	体育館、柔剣道場	250 人	1,012 ㎡
	西白井コミュニティプラザ	②	②	会議室×3、子供室、和室×2	60 人	250 ㎡
清水口小学校区	清水口小学校	①	②	体育館	140 人	592 ㎡
	西白井複合センター	②※	②	レクリエーションホール、多目的室、遊戯室、老人憩いの家、学習室、集会室、視聴覚室、作法室、研修室	230 人	951 ㎡
七次台小学校区	七次台小学校	①	②	体育館	150 人	611 ㎡
	七次台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290 人	1,165 ㎡
池の上小学校区	池の上小学校	①	②	体育館	180 人	740 ㎡
	白井高等学校	②※	②	体育館	240 人	960 ㎡
南山小学校区	南山小学校	①	②	体育館	130 人	525 ㎡
	南山中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290 人	1,174 ㎡
	白井駅前センター	②※	①	レクリエーションホール、小学生ルーム、中高生ルーム、チャイルドルーム、老人憩いの家、研修室×2、作法室、視聴覚室	170 人	684 ㎡
桜台小学校区	桜台小学校	①	②	体育館	190 人	766 ㎡
	桜台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	270 人	1,106 ㎡
	桜台センター	②	①	レクリエーションホール、視聴覚室、作法室、研修室、遊戯室、集会室、学習室	160 人	645 ㎡
				合計	4,070 人	16,604 ㎡

（注）①は、発災時又は発災するおそれがある場合に最初に開設する「一次避難所」。
②は、①の一次避難所だけでは避難者を収容しきれない場合などに状況をみて開設する「二次避難所」。
※は、発災時に帰宅困難者への情報提供、避難所への案内、避難受入れのために開設する避難所。

◆ 福祉避難所一覧

NO	施設名	所在地	収容スペース（屋内）			適用
			室 名	収容数	面積	
1	福祉センター	清戸 766-1	娯楽室、集会室、プレイルーム、研修室、会議室	200 人	831 ㎡	
2	清水口保育園	清水口 2-8-1	保育室×10、遊戯室、子育て支援センター	190 人	775 ㎡	乳幼児・妊産婦用
3	南山保育園	南山 1-7-1	保育室×8、遊戯室、子育て支援センター	160 人	668 ㎡	乳幼児・妊産婦用
4	桜台保育園	桜台 2-9	保育室×6、遊戯室	100 人	416 ㎡	乳幼児・妊産婦用

（注）保育園は、園児を預かる本来業務を優先し、福祉避難所として利用可能な場合に開設する。

白井市地域防災計画 概要版（令和3年3月発行）
白井市総務部危機管理課（〒270-1492 千葉県白井市復1123番地　電話047-401-4650）